

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成30年11月19日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 神 田 大 助（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 田 邊 三保子（同上）

検察官 玉 田 康 治（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 一ノ子 裕 一（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番, 3番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番 7人（2番欠席）

4 議事内容

【全般について】

（司会）最初に、裁判員裁判に参加された全般的な感想や印象をお伺いします。1番さんが担当した事件は、罪名が殺人と傷害致死で、主な争点が傷害致死についての犯罪の成否でした。職務従事日数は30日で、公判日数が22日と長かったですが、全般的な感想や印象をお願いします。

（1番）区分審理の事件と裁判員裁判の事件が交錯しており、非常に判断が難しい事件でした。また、死体遺棄と公訴時効の問題もありました。

（司会）3番さんが担当した事件は、罪名が強盗致傷で、主な争点は量刑でした。職務従事日数は11日で、公判日数は3日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(3番) 年度末の忙しい中での裁判員裁判でしたが、上司に相談して、協力してもらって行うことができました。働いている人にとっては、参加するのが難しい制度だと思いました。事件の内容としては、量刑の決め方に難しさがありました。

(司会) 4番さんが担当した事件は、罪名が強盗致傷で、主な争点は強盗致傷罪の成否でした。職務従事日数は11日で、公判日数は7日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(4番) 名簿記載通知を受け取ってから、本日の意見交換会まで、体験できるものは全て体験したいと考えていました。裁判自体が初めての経験だったので、とても勉強になり、同僚にも経験を伝えることができました。裁判を行ったのが5月であったため、評議室が暑くて、労働環境が不適當だと思いました。裁判に参加してみたの感想として、非日常の話を聞くことにストレスを感じていました。また、犯行現場に行ってはいけないなど、裁判員としてやってはいけないことについて、初めに紙などで提示してもらいたいと思いました。

(司会) 5番さんが担当した事件は、罪名が覚せい剤取締法違反で、主な争点は違法性の認識でした。職務従事日数は8日で、公判日数は5日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(5番) 初めに裁判所から書類が送られてきたとき、裁判という言葉に拒否反応がありました。裁判員にはこういう業務をしてもらいます、大丈夫ですよと安心させることが大事だと思います。また、参加する年齢が限られる制度という印象があり、働いている人は参加するのが難しいかなと感じました。私自身は、参加して良かったと思っています。

(司会) 6番さんが担当した事件は、罪名が強盗致傷で、主な争点は暴行の態様と量刑でした。職務従事日数は4日で、公判日数は3日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(6番) まさか裁判員を経験できるとは思っていなくて、良い経験だったと思って

います。裁判所の制度に関する努力も感じられました。担当事件自体はシンプルな内容で、裁判長からの説明で、緊張を取ることができた状態で参加できました。

(司会) 7番さんが担当した事件は、罪名が殺人で、主な争点は殺意の有無でした。

職務従事日数は9日で、公判日数は6日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(7番) 裁判に参加したことは良い経験でした。私が緊張しやすい性格だったこともあり、裁判の期間中はお腹が痛かった記憶です。寝坊など、自分が原因で裁判を止めてしまわないか不安で、裁判の夢も見ました。

(司会) 8番さんが担当した事件は、罪名が傷害致死で、主な争点は量刑でした。

職務従事日数と公判日数は3日でしたが、全般的な感想や印象をお願いします。

(8番) わりと短い期間でしたので負担は少なかったです。ただ、仕事を休んだことによって、自分の業務が溜まってしまい、朝から夜中まで働いてリカバリしました。会社自体の理解はあったものの、自分の頼み方の問題かもしれませんが、周りの助けは少ないなと思いました。裁判の内容は、親族間での傷害致死事件でしたが、人が亡くなった事件であったので、深く考えさせられました。裁判員を経験したことは良い経験だと思っています。

【審理について】

(司会) 検察官と弁護人のそれぞれの言い分の説明である、冒頭陳述、論告及び弁論は、よく理解できるものでしたか。また、工夫してもらいたかった点がありますか。

(4番) 検察官と弁護人のいずれもが上手に説明していて、どちらも正しいことを言っているように感じて、本当かうそかの判断が難しかったです。後に、評議で整理することができました。

(8番) 検察官も弁護人も、説明は分かりやすかったです。争点も量刑だけであっ

たため、審理には入りやすかったです。

(7番) 証人尋問等で、事件当時の被告人の様子を、裁判員の正面で動作で表してくれたのが分かりやすかったです。裁判が始まった当初は、検察官や弁護人が話す内容が全部同じにしか聞こえなくて、自分が何を判断したらよいかか掴めませんでした。審理に入る前に、裁判を聞く上でのポイントを教えてもらいたかったです。

(1番) 担当した事件は、内容が複雑で、話も前後に行ったり来たりしたので、理解するのが難しかったです。審理の前に、事件のポイントを説明してもらって、事前準備が出来れば、判断しやすかったと思います。

(司会) 供述調書、図面及び写真等の証拠書類の内容説明は、よく理解できるものでしたか。

(4番) 証拠書類は画質が悪いものであり、監視カメラの映像などは暗すぎてよく見えませんでした。また、図面は、現場の正確なものを用意して書かせるようにしてもらいたかったです。被告人と被害者がもみ合ったときの説明については、人形や車の模型があれば、多くの言葉で説明しなくても、分かりやすくなると思います。致傷の内容も、医師の診断書だけでなく、暴行の具合が分かる証拠が必要ではないかと感じました。

(6番) 担当した事件は、貧困が原因で被告人が窃盗を行ったものでした。経歴を知っていくうちに、前科があったことも分かり、裁判の意義が分からなくなりました。何度も裁判を受けたことがある被告人であったため、裁判は刑罰を与えるだけなのかと考えると、むなしさを感じました。

(司会) 裁判の中で捜査段階の供述調書を朗読する場面があったと思うのですが、内容の理解は難しくありませんでしたか。

(7番) 言葉が難しく、理解できる場面とそうでない場面がありましたが、評議室で裁判官からフォローが入ったので、理解できていたと思います。休廷が適度に用意されていたので、その都度、内容の確認ができて良かったです。

(司会) 法律概念が問題となる事件もあったと思います。7番さんの事件では殺意が争点となったと思いますが、法廷ではどうでしたか。

(7番) 殺意については、評議の中で詳しい説明があったので理解できました。他の裁判員とも評議室で議論をしました。審理中のやり取りだけでは理解できなかったです。

(1番) 証拠とは何なのかを理解するのが難しかったです。物的証拠は理解できますが、被告人や証人が発言したことは証拠となるのかを理解するのが難しかったです。

(3番) 証拠に基づいて判断するとき、被告人が犯人に違いないという先入観を持たないようにすることが難しかったです。裁判員となるのは善良な市民がほとんどであり、犯罪を行う人が仲間にいることもないので、法廷で目の前に立っている人をそう見てしまうことはありました。

(6番) 担当した事件は、被告人が消火器で被害者を殴ったとされる事案でした。被害者ともみ合っているうちに、重い消火器を持ち上げて殴ることができたかということは疑問でした。

(弁護士) 3番さんが言われた、被告人が犯人であるという先入観について、そう見てしまうのは弁護人の責任もあると感じています。弁護人が裁判員に寄り添って、証拠や事件の見方を説明する必要があると感じました。

【評議について】

(司会) 参加された裁判員裁判の評議について、特に印象に残っていることや工夫してほしかったことがあればお聴かせください。

(8番) 量刑を決めるに当たって、過去の判例を見せてもらいましたが、その時間が短かったと感じました。また、量刑を考える上で、被告人の生い立ちなども考えてしまいました。

(1番) 過去の判例は何回もを見せてもらいましたが、担当した事件を過去の量刑に当てはめて良いのかを判断するのが難しかったです。

(司会) 評議では議論を尽くせましたか。

(7番) 一人一人の意見を丁寧に聞いてくれたことに驚きました。必ず一人一人を指名して、全員の意見を聞いて進めていくのは、良い進め方だと思いました。量刑については、時間を掛けていろいろと提示してもらえました。

(4番) 提示された量刑データは軽いなと感じました。他の裁判員もそう思っていたと思います。評議については、考える時間はいくらあっても足りないと感じました。終わってからもこれで良かったどうかは悩んでいます。

(3番) 判決の決め方に予防線が張られているような気がしました。結局過去の量刑に基づいて決めるのであれば、裁判員はいなくてもよいのではないかとも思いました。

(4番) 量刑データベースで裁判員を操作しているような気はしました。量刑データベース以外で判断する方法はないのかなとも思いました。

(裁判官) 多数決の方法は法律で決まっております、裁判員と裁判官の両方の意見が入らないと被告人に不利な結論にはならないという決まりになっています。量刑データベースについては、全く無いと量刑の見当がつかないこともあるだろうと思う一方で、量刑データベースにとらわれすぎるのもまた違うだろうと思っています。難しいところですが、紹介の仕方で何か工夫はあるでしょうか。

(3番) 使い方については意見はないのですが、量刑データベースを見たときに、こんなものなんだなと思ってしまいました。担当事件と関係のあるデータを見せてもらった後に、少し違う事例のデータも見せてもらったのですが、それは参考になりました。

(8番) 自分で自由にデータベースの端末を利用して検索してみたかったです。

(弁護士) 評議中だけでなく、検察官や弁護人からも審理中に量刑データを出してもらった方が良いと思いますか。

(7番) 担当した事件では、検察官と弁護人双方から出ていましたが、良かったと

思います。

(5番) 量刑を決めるのは非常に難しいので、何か判断基準は必要だと思います。

【裁判員選任手続について】

(司会) 裁判員選任手続への参加のお知らせを受けた際に、どのような印象を持ちましたか。また、裁判員選任手続に出席されるに当たって、仕事や家庭などの調整はどのようにされましたか。

(4番) 最高裁から封筒が届いたときは、ものすごくびっくりしました。身に覚えもないし、家の人もびっくりしていました。裁判員と大きく書くか、封筒をカバーに包むなどしてもらいたかったです。名簿記載通知を受け取った時点で会社には伝えました。

(7番) 育児をしています。家族の協力もあって調整することができました。子供の関係で裁判に穴を空けることが心配でしたが、裁判官からは心配しなくてもフォローしますとの声を掛けてもらっていました。実際に裁判が始まると、最後までやり遂げたいという気持ちが強くなりました。育児をしている人が参加しやすいように、病児保育の整備も考えてもらいたいと思います。

(1番) 名簿記載通知が届いたとき、家族からは、やりたいのならやったら良いと言われました。私は年金生活者で時間もありませんが、働いている人が参加するのは大変だと思います。

(司会) 審理期間の長さは適切でしたか。

(5番) 職場の人に聞いたら、仕事をしている人が一週間以上拘束されるのは無理ではないかという意見がありました。裁判員裁判に参加できる年齢層は絞り込まれてくると思います。また、自営業の方の参加は難しいと思います。職務が終わった後に、裁判所から所属企業への感謝状などを渡してもらえれば、企業にも協力して良かったと思ってもらえるのではないかと思います。

(司会) 裁判員としての御経験を踏まえて、出席率の低下や辞退率の上昇の原因はどのようなところにあると思われますか。

(4番) 裁判官は異動がありますが、裁判員は選任された土地でずっと暮らしていきます。不安を取り除くために、相談先などのアナウンスをしてもらいたいと思いました。また、担当した事件の上訴の情報は、選択制で良いので、知らせてもらいたいと思います。

(裁判官) 裁判員の職務が終わった後でも、何か不安に感じる事があれば、裁判所へいつでも連絡していただければと思います。

(司会) 裁判員を経験された感想等について、周囲の方にはどのようなことを伝えられましたか。

(8番) 職場の同僚の前で、裁判員として職務に従事したことを話し、選任手続に呼ばれたら行ってくださいねとアナウンスしました。私は裁判の傍聴経験がありましたが、裁判所に来ること自体が初めての人がほとんどだと思いますので、午前に選任手続を行って、午後に裁判傍聴をさせてもらえると、裁判に対する心の準備が出来て良いと思います。

(1番) 周りの人に話していたので、担当した事件が新聞に載ると、あなたが担当した事件はこれでしょうと指摘をされました。私はうまく受け答えをしましたが、周囲の人の興味本位の関心は強かったです。

(7番) 接客業なので、話題の一つとして自分の経験を話すことがありますが、お客さんからは、どうやったら断れるのかとか、死体の写真を見せられるのかなどと聞かれるので、一般の人は裁判員裁判に恐怖の印象を持っているように感じます。自分としては良い経験であったことや、死体の写真についても配慮してもらったということなどを伝えると、機会があったらやってみると言ってもらえます。多くの方は裁判員裁判に対するイメージを持っていないため、実情を知ることによって、参加者が多くなると思います。

(4番) 裁判員の経験を皆に話しても良いですよと上司に伝えましたが、守秘義務があるから周りに話さないようにと言われました。守秘義務の範囲も含めて、アピールは続ける必要があると思いました。

(7番) 裁判所を出ると、守られていないことが怖いと感じていました。被告人の関係者が傍聴席にいるように感じたこともありましたので、裁判官の法服のような、服を隠せるような羽織れるものがあれば良いと思いました。

(3番) 実際に裁判員が狙われた事件はあるのですか。

(裁判官) 裁判員が傍聴人に声を掛けられたという案件については、1件把握しており、報道もされました。実際に危険が及んだ案件は、少なくとも知る限りではありません。ただ、もしそのようなことに巻き込まれたらという皆様の気持ちはよく理解しています。

(司会) 最後に、この機会にお話しされたいことはありますか。

(6番) 被告人と年代が近く、裁判中は身につまされる思いでした。ただ、刑を受けても何度も犯罪を繰り返す人もいると思います。裁判だけでは片付かない問題もあると思いました。

(司会) たしかに難しいところですが、同じ有罪判決でも、裁判官だけではなく裁判員も加わって出した判決だという点で、被告人への伝わり方が違ってくるところもあるのではないかと、そういった部分が裁判員制度の意義につながるのではないかと考えています。それでは、これで本日の意見交換会を終了します。皆様、貴重な御意見をありがとうございました。